

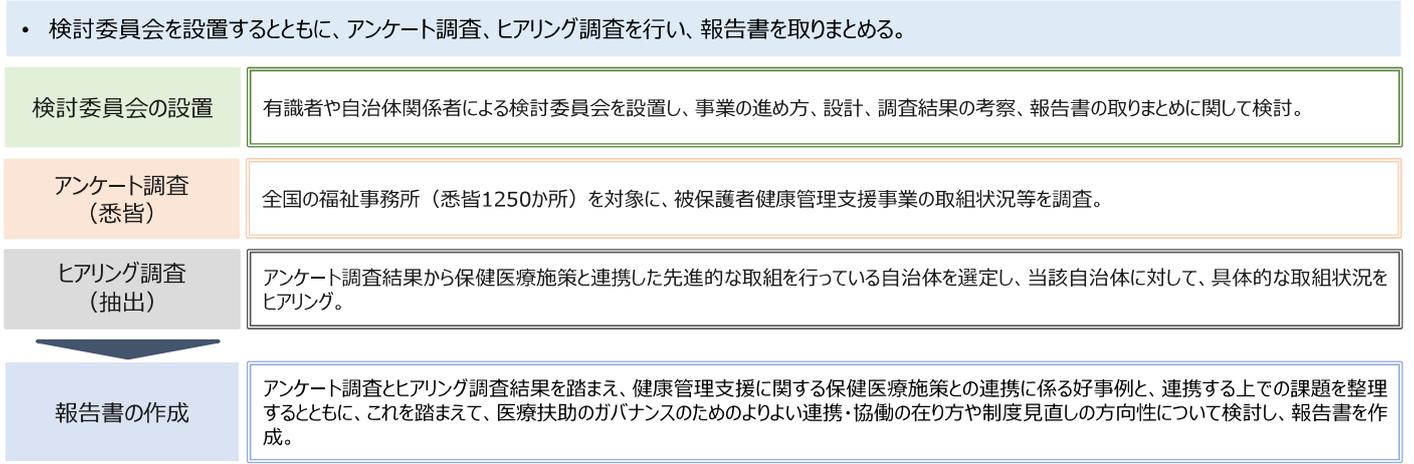
【背景】

- 医療扶助については、中長期的な課題として医療扶助のガバナンス強化の指摘があるが、こうした指摘に対しては、地域における保健医療施策と連携して取り組んでいくことが重要である。
- こうした中、被保護者の生活習慣病の予防等を推進するための「被保護者健康管理支援事業」が、令和3年1月から全ての福祉事務所において実施する必須事業として施行されたところであり、これを機に、各自治体における保健医療施策との連携を強化しながら、医療扶助の更なるガバナンス強化につなげていく必要がある。

【目的】

- 被保護者健康管理支援事業の全国の実施状況を把握するとともに、健康管理支援に関する保健医療施策全般との連携に係る好事例を収集することを通じて、医療扶助のガバナンス強化に向けて、今後の他制度とのよりよい連携・協働の在り方について検討する。

○事業の全体像



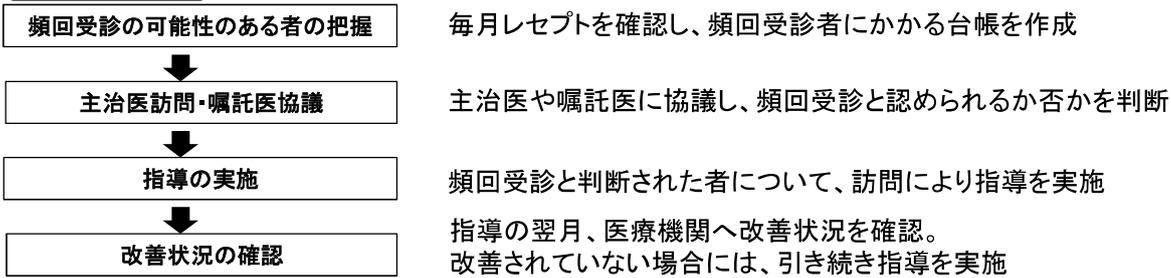
頻回受診の適正化について

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認められた者

※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応



【頻回受診の改善の状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受診状況把握対象者数(指導対象者の定義に該当する者の数)(A) ※平成29年度までは旧定義(15日以上の月が3箇月続いた者)、平成30年度は移行期間のため混在	13,548人	12,837人	11,594人	10,604人	12,753人	11,681人
適正受診指導対象者数(B)	3,020人	2,557人	2,637人	2,387人	2,835人	2,320人
改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)	1,365人	1,338人	1,422人	1,292人	1,388人	1,136人
改善者数割合(C/A)	45.20%	52.33%	53.92%	54.13%	48.96%	48.97%

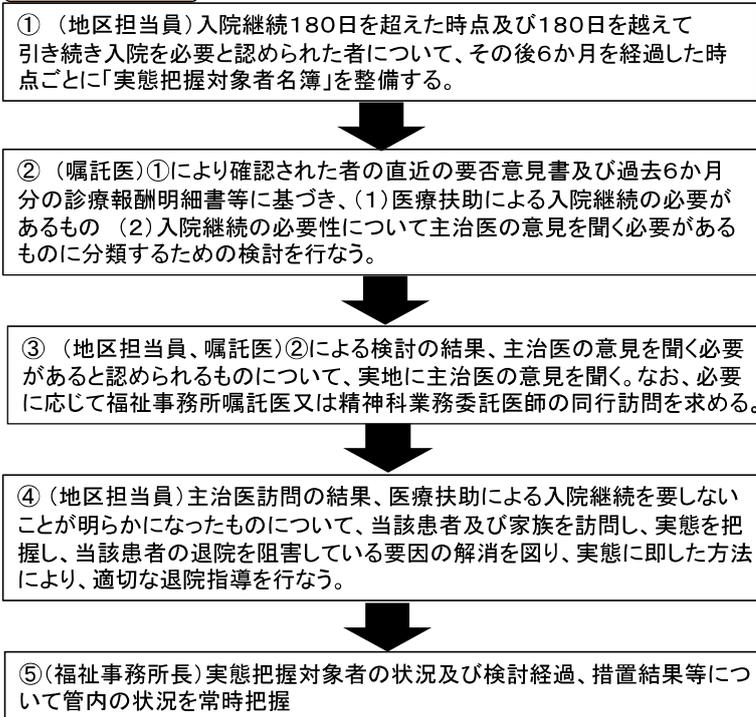
令和3年度以降の取組

- 令和2年度に引き続き、令和3年度予算に以下の事業を計上
 - 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等)→健康管理支援事業(令和3年1月以降)において実施可
 - 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進→健康管理支援事業(令和3年1月以降)において実施可
 - レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを可能に

長期入院患者の実態把握について

医療扶助による入院患者であって、その入院期間が180日を超える(他法又は自費による入院期間も含む)者の実態調査を行っており、令和元年度においては、医療扶助による入院の必要がないと判断された患者のうち、25%程度の者は退院等の措置がなされていない。

実態把握の流れ



長期入院患者の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
各自自治体の長期入院患者にかかる書類検討総数(入院180日を超える者)(A)	55,033人	53,804人	53,571人	
嘱託医との検討の結果、主治医と意見調整を行った者(B)	28,605人	27,616人	25,629人	
主治医と意見調整を行った結果入院の必要が無いとされた者(C)	4,173人	3,762人	3,805人	
(C)への対応状況	退院等した者	2,972人	2,808人	2,914人
	未対応の患者数(D)	1,201人	954人	891人
入院の必要性がない者の割合 (C) / (A)	7.6%	7.0%	7.1%	
入院の必要性がない者のうち未措置の割合 (D) / (C)	28.8%	25.4%	23.4%	

1/3

総括調査票				令和3年度予算執行調査(財務省)		
調査事業名	(16)生活保護(医療扶助)		調査対象予算額	令和元年度(補正後): 1,409,230百万円 (参考 令和3年度: 1,448,853百万円)		
府省名	厚生労働省	会計	項	生活保護等対策費	調査主体	本省
組織	厚生労働本省		目	医療扶助費等負担金	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 生活困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対し、医療扶助(原則、現物給付)として医療を提供している。
- 「医療扶助運営体制の強化について」(昭和42年6月1日厚生省社会局長通知)によると、地区担当員(以下、「ケースワーカー」という。)は、病状に応じおおむね3か月(結核及び精神疾患の入院患者についてはおおむね6か月)の範囲内において定める期間ごとに患者及び家族を訪問し実態の把握を行うとともに、必要に応じ主治医の意見を聞くこととされている。
- また、長期入院患者(入院期間が180日を超えた者)については、実態に即した適切な措置を講じることにより、これら患者の処遇の充実を図るため、「長期入院患者実態把握実施要領」(昭和45年4月1日厚生省社会局保護課長通知)(以下、「実施要領」という。)に基づき、実態把握を行うこととされている。

長期入院患者の実態把握の流れ

- ① (ケースワーカー)
入院継続180日を超えた時点及び180日を超えて引き続き入院を必要と認められた者について、その後6か月を経過した時点ごとに「実態把握対象者名簿」を整備する。
- ② (嘱託医)
①により確認された者の直近の医療要否意見書及び過去6か月分の診療報酬明細書等に基づき、
(1)医療扶助による入院継続の必要があるもの
(2)入院継続の必要性について主治医の意見を聞く必要があるものに分類するための検討を行なう。
- ③ (ケースワーカー、嘱託医)
②による検討の結果、主治医の意見を聞く必要があると認められるものについて、実地に主治医の意見を聞く。なお、必要に応じて福祉事務所嘱託医又は精神科業務委託医師の同行訪問を求める。
- ④ (ケースワーカー)
主治医訪問の結果、医療扶助による入院継続を要しないことが明らかになったものについて、当該患者及び家族を訪問し、実態を把握し、当該患者の退院を阻害している要因の解消を図り、実態に即した方法により、適切な退院指導を行う。
- ⑤ (福祉事務所長)
実態把握対象者の状況及び検討経過、措置結果等について管内の状況を常時把握。

【表1】長期入院患者の推移 (単位:人)

	H27	H29	H30	R1
入院180日を超える者(A)	58,235	57,029	55,033	53,804
嘱託医との検討の結果、主治医と意見調整を行った者(B)	33,488	30,389	28,605	27,616
主治医と意見調整を行った結果入院の必要が無いとされた者(C)	4,608	4,357	4,173	3,762
退院等した者	3,290	3,179	2,972	2,808
未対応の患者数(D)	1,318	1,178	1,201	954
入院の必要性がない者の割合(C) / (A)	7.9%	7.6%	7.6%	7.0%
入院の必要性がない者のうち未措置の割合(D) / (C)	28.6%	27.0%	28.8%	25.4%

(出典) 第3回医療扶助に関する検討会(令和3年3月25日)資料に基づき作成
(注)平成28年度は実績が未提出の自治体があったため除いている。

(出典) 第3回医療扶助に関する検討会(令和3年3月25日)

総括調査票

令和3年度予算執行調査 (財務省)

調査事業名 (16) 生活保護 (医療扶助)

②調査の視点

(1) 長期入院に対する福祉事務所設置自治体の取組状況

入院期間が180日を超えるまでに、ケースワーカーが本人及び担当主治医等に面接して、病状等の確認を行っているか。

入院継続の必要性について主治医等の意見を聞くかどうかをどのように判断しているのか。

入院継続について主治医等の意見を聞く必要があると分類された患者について、主治医等との意見調整の状況はどうなっているのか。

③調査結果及びその分析

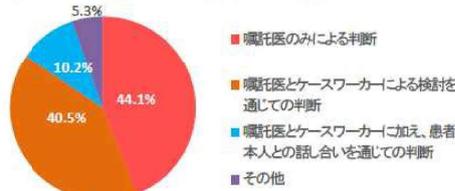
(1) 長期入院に対する福祉事務所設置自治体の取組状況

【表2】長期入院患者にかかる面接の状況 (令和元年度)

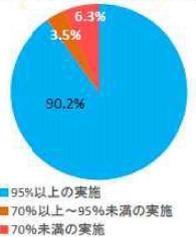
入院期間が180日を超えた患者数(A)	過去180日の間に本人及び主治医等に面接を行った患者数(B)	割合(B/A)
53,826人	27,606人	51.3%

(注) 本調査において、一部の自治体の実績報告に誤りが発覚したことから、【表1】と一致していない。

【図1】入院継続の必要があるか、又は、入院継続の必要性について主治医の意見を聞く必要があるかの判断方法



【図2】主治医等に入院継続の必要性の意見を聞く必要があると分類された患者について、実際の主治医等との意見調整状況



【図3】主治医等との意見調整の際の嘱託医等の同行状況



「医療扶助運営体制の強化について」において、ケースワーカーは、おおむね3か月(結核及び精神疾患の入院患者についてはおおむね6か月)ごとに患者及び家族を訪問し、必要に応じ主治医の意見を聞くこととされているが、【表2】のとおり、入院期間が180日を超えた患者について、過去180日の間に本人及び主治医等に面接を行ったケースは約半数という結果であった。

また、【図1】のとおり、長期入院患者について、入院継続の必要があるか、又は、入院継続の必要性について主治医の意見を聞くかの判断方法としては、嘱託医のみの判断又は嘱託医とケースワーカーによる検討を通じての判断が約8割患者本人との話し合いを通じての判断は約1割にとどまっている。「その他」の回答には嘱託医による判断を行っていないといった意見も含まれていた。

さらに、主治医等に入院継続の必要性の意見を聞く必要があると分類された患者については、実際に主治医等との意見調整を実施すべきであるが、【図2】のとおり、実施率70%未満及び95%未満の自治体が全体の約1割を占めている。その理由として自由記載欄には、「主治医に直接連絡して意見を求めることは、ケースワーカーにとっては敷居が高い」といった意見があった。また、主治医等との意見調整の際に、嘱託医等が同行する割合が2割未満の自治体が95%を占めた【図3】。

④今後の改善点・検討の方向性

(1) 長期入院に対する福祉事務所設置自治体の取組状況

福祉事務所は、3か月又は6か月ごとに、患者本人や家族、主治医等を訪問し、病状等の把握を行うことを改めて周知すべき。そして、その訪問で把握した実態を基に長期入院の必要性を判断していくべき。

一部の自治体で長期入院の必要性についての嘱託医による検討が適切に行われていないケースや、主治医等の意見を聞くべきと分類した患者について実際に意見調整が行われていないケースが見られることから、適切に取り組むよう改めて周知すべき。

ケースワーカーが主治医等と意見調整する際は、専門的判断等を得るため、積極的に嘱託医等の同行を求めるよう周知すべき。

総括調査票

令和3年度予算執行調査 (財務省)

調査事業名 (16) 生活保護 (医療扶助)

②調査の視点

(2) 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向けた工夫

福祉事務所設置自治体の担当者が長期入院患者の実態把握に関する課題をどう認識しているのか、また長期入院の解消に向けてどんなことに工夫をしているのか、自由記載欄への回答を求めた。

③調査結果及びその分析

(2) 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向けた工夫

- 福祉事務所設置自治体による、自由記載欄への回答には、
 - ・医療要否意見書やレセプトだけでは当該長期入院患者の身体状況、精神状況などを十分に把握することが難しく、入院継続の必要性の判断を行っていない
 - ・主治医に直接連絡して意見を求めることは、ケースワーカーにとっては敷居が高い(再掲)
 - ・医療の専門的知識のないケースワーカーでは、医師の判断に疑義をもつことが難しいことから、意見聴取を実施することが少ない(【図3】で2割未満と回答)

との記載から見られた。このように、患者本人や家族の状況・希望を把握せず、レセプト等の書面で入院継続の必要性を判断しようにも適切に判断できず、医療機関・主治医等との意見調整にも消極的になっている一部の自治体の実態が見られた。こうした医療扶助のガバナンス欠如の結果、入院が必要以上に長期になっている可能性がある。

(注) 【表1】の集計において、令和元年度に、政令市・中核市(患者数は自治体により数十人～数百人)のうち、入院の必要性について主治医と意見調整した件数が0件のものが13自治体あった。

- 他方で、自由記載欄における
 - ・入院した時点で必ず本人や医療機関のソーシャルワーカーから入院見込み期間を聞き取り、その後も定期訪問該当月には医療機関を訪問している
 - ・長期入院患者に対して本人及び主治医との面談を行い、グループホーム入所や在宅生活への帰来等、退院の可能性を確認・検討している
 - ・病院から外出することに恐怖感を抱いていることが長期入院の一因となっていることもあるため、銀行や買い物などを付き添いながら徐々に社会に適應させ、退院に繋げている

との記載から見られるように、自治体のケースワーカーが、医療の知識の有無を問わず、積極的に患者本人や家族の状況や希望を把握し、自立に向けた支援を行いつつ、医療機関・主治医等への働きかけや地域資源の活用・調整に取り組んでいる好事例も見られた。

④今後の改善点・検討の方向性

(2) 長期入院患者の実態把握の課題や長期入院の解消に向けた工夫

患者や家族への定期訪問や継続的な支援を行い、本人等の状況・意思に基づき、主治医等との意見調整や地域資源の調整等を行っている好事例を全国の自治体に横展開すべき。

現在の実施要領は、まずレセプト等の書面調査で入院継続の必要性があるか判断することとされているが、患者本人や家族の状況・希望を定期的に把握しないままレセプト等の書面調査で入院継続の必要性を判断することは難しく、また医療機関・主治医等との有効な意見調整や退院に向けた調整を行うことも難しいと考えられる。このため、書面調査を行う前にまずは患者本人や家族及び主治医等を定期的に訪問し実態把握をすることを明示するなど、実施要領の見直しも含め、長期入院の実態把握・解消への取組強化について検討を行うべき。

【調査対象年度】 令和元年度
【調査対象先数】 福祉事務所設置自治体 906先

【令和2年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】

子どもとその養育者への健康生活支援における行動変容に関する調査研究事業

【背景】

- 過去の調査において、経済的な暮らし向きにゆとりがない家庭の子どもは、適切な生活習慣や食習慣が確立されておらず、虫歯や肥満等の健康への影響が出ていることが指摘されている。
- 平成30年度より、生活保護受給世帯の子どもの健康増進等を目的として、福祉事務所の設置自治体が主体となり、国からの助成のもと、「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」を実施。
- しかし、**モデル事業の実施自治体から、他機関との連携の難しさ等の要因により、取組を進めにくいとの意見も挙がっており**、今後、同様の事業を全国展開するにあたっては、取組の阻害要因等を把握し、改善策を検討することが必要不可欠である。

【目的】

- 生活保護世帯の子どもとその養育者の健康生活支援に関して、全国の福祉事務所において、どのような支援が実現可能か、かつ効果的かを検討するため、「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」の取組実態を把握するとともに、モデル事業の枠組外で実施されている支援内容等を調査し、効果的な支援事例を収集する。

○事業の全体像

- 検討委員会を設置するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査を行い、報告書をとりまとめる。

検討委員会の設置	有識者による検討委員会を設置し、事業の進め方、設計、調査結果の考察、報告書のとりまとめに関して検討を行う。
ヒアリング調査 (15箇所)	モデル事業を実施している5自治体に対して、事業内容や事業効果等についてヒアリング。(アンケート実施前) 上記の枠組外で、類似の支援を実施している10自治体に対して、取組開始の経緯や、課題等をヒアリング。(アンケート実施中・後)
アンケート調査 (悉皆)	全国の福祉事務所(悉皆1250か所)を対象に、子どもとその養育者への健康生活支援に関連する取組の実施状況等を調査。
報告書の作成	全国の福祉事務所における、子どもとその養育者への健康生活支援に関する取組の現状と課題及びその対応策等を整理した報告書を作成

子どもの医療に係る支援の好事例

- 子どもとその養育者の健康生活支援に関して、全国の福祉事務所において、どのような支援が実現可能か、かつ効果的かを検討するため、社会福祉推進事業により事業実施自治体へのアンケートやヒアリングを実施。
- 以下の様に、①教育委員会から学校検診にかかる情報入手する取り組み、②学習支援事業と連携した取り組み、③専門職(管理栄養士)の活用した取り組み、などの事例が挙げられている。

【事例1 教育委員会と連携した取り組み】

生活保護受給世帯の児童の中で、学校健診で医療機関への受診を勧告されたにも関わらず、受診していない児童や、対象児童にネグレクト等が疑われるケース等があったことから、教育委員会と連携して医療機関(歯科)を未受診の生徒を把握し、効率的な受診勧奨を実施

- 具体的な支援としては、
- ①福祉事務所が、教育委員会から、「う歯」に関するデータを入手し、学校健診で医療機関への受診を勧告されたものの医療機関を受診していない児童を把握。
 - ②受診が確認されない児童(とその養育者)に対して、ケースワーカーが、電話や家庭訪問による受診勧奨を実施。
 - ③対応が難しい事例(複雑な家族関係や不登校等)は、担任、困窮者支援部署に配置された家庭教育支援員(学習支援事業の担当)等に協力を依頼。ネグレクトが疑われた場合も、家庭教育支援員と連携しながら対応。

【事例2 学習支援事業と連携した取り組み】

生活保護を受給している家庭では、子どもの食環境が整っていない実態が把握されていたことから、学習支援事業の担当部局と協力体制を構築し、事業へ参加した子どもを対象にした取り組みを実施。

- ・食生活・食環境(食事摂取回数、食材の購入実態、調理器具の保有状況等)についてのアンケート調査。
- ・栄養士から、健康教育を実施。健康教育では、中高生特有の健康課題(若年の生活習慣病、痩せすぎに起因する不妊症等)についての講義を実施。
- ・調理師免許を持つ生活保護受給者や福祉系大学生ボランティア等も参加し、グループに分かれて調理、喫食、片付けなどの実習を実施。食に関する基本的な知識・技術の習得、調理する楽しさを知るきっかけづくりを行っている。

【事例3 専門職(管理栄養士)の活用】

管理栄養士を雇用し、CWと共に同行訪問することで、

- ・病識があるかどうかを面談の中で確認したり、医師からの指導を守れているかを本人の言動、行動や家の様子から確認することができる。
- ・CWでは難しい食生活のアドバイスを行うことができ、子どもの食習慣についてもアドバイスが可能。
- ・専門職として健診結果を読み取り、解説することができ、できるだけ早期に、生活習慣や食習慣の問題点を指摘し、適切な支援を行うことができる。

結果として、生活習慣病の発症予防や重症化予防へ繋げることが可能。

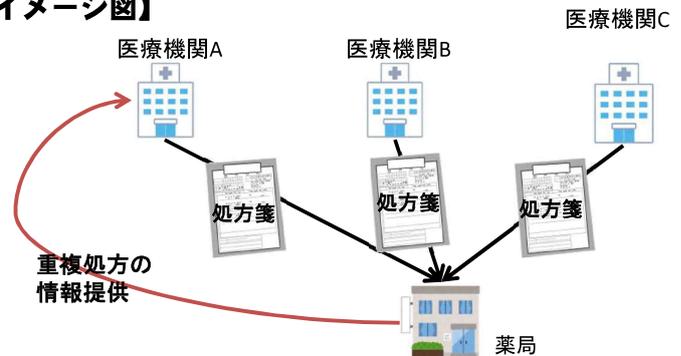
【趣旨】

- 平成29年度より、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う事業を実施。
- 令和元年度より、生活保護受給者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、1冊に限定したお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や薬局における重複処方の確認を行うモデル事業を実施。
- こうした取組みにより、医療機関は重複調剤の適正化や、併用禁忌薬をチェックを行うことができ、被保護者の健康管理に寄与するとともに、医療扶助費の適正化効果も見込まれる。

【薬局を一箇所にする事業の実施方法】

- ① 受給者の希望も参考としつつ、対象者1人につき薬局を1カ所選定
- ② 薬局において、薬学的管理・指導を実施
また、必要に応じて、医療機関へ重複処方等の情報提供を実施
- ③ 福祉事務所は、重複処方等が確認された者に対し適正受診指導を行う。

【イメージ図】



【お薬手帳を活用した事業の実施方法】

- ① 福祉事務所は、受給者に対して、1冊に限定したお薬手帳を持参するよう指導
- ② 薬局において、こうしたお薬手帳を持参していない場合は、その旨を福祉事務所に連絡
- ③ 福祉事務所は、ステッカーが貼付されたお薬手帳を持参しなかった生活保護受給者に対して、持参するよう指導。重複調剤が確認された者に対しては適正受診指導を行う。

【イメージ図】



保険医療機関等管理システム改修事業（指定医療機関の届出手続きのオンライン化）

【要旨】

- 現行運用上、生活保護の指定医療機関（以下「指定医療機関」）の変更届、辞退届、指定申請、指定更新の申請（以下「届出等」）は、提出先が都道府県等であるが、健康保険等の保険医療機関（以下「保険医療機関」）に係る届出等の提出先は地方厚生局であり、提出先が異なっている。多くの医療機関が両制度の指定を受けている中で、提出先が異なることに起因すると考えられる届出等の漏れ（例：同一契機（管理者・開設者の変更等）の届出等）が見受けられるところ。
- これに対応するため、保険医療機関の届出等の際に、あわせて指定医療機関の届出等ができるよう、地方厚生局で指定医療機関の届出等の受付を行うよう運用を見直すとともに、令和4年1月から保険医療機関の届出等をオンラインで受け付けるよう保険医療機関等管理システムが改修されていることを踏まえ、同システムにおいて指定医療機関の届出等を受け付ける改修を行うものである。
- これにより届出窓口の一本化が可能となり、医療機関の事務が効率化・簡素化されるとともに、オンラインでの届出及び地方厚生局・都道府県等のダブルチェックにより一層正確な情報管理が実現されることを通じて、医療扶助の適正な実施に資する。

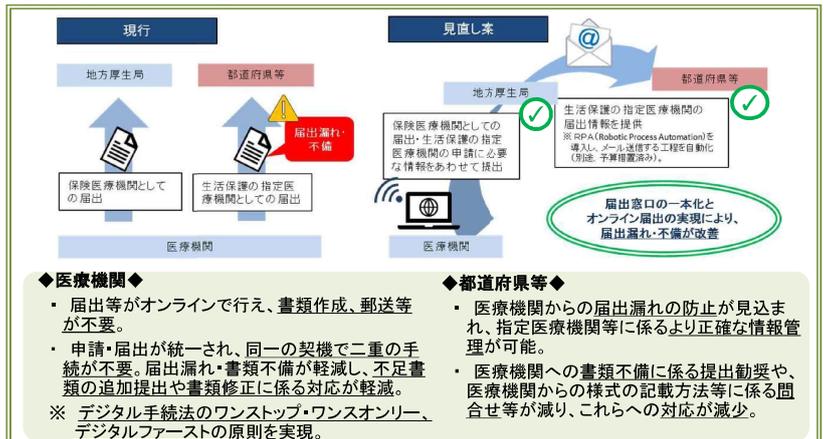
【事業内容・実施主体】

地方厚生（支）局において保険医療機関の指定、変更等の各種申請・届出に関する情報管理を行う保険医療機関等管理システムにおいて、指定医療機関に係る

- ・ 指定更新の申請、変更届、辞退届をオンラインで受け付ける機能
- ・ 申請・届出情報の管理及び帳票出力を行う機能を追加するためのシステム改修を行う。

【実施主体：国】

【現時点のイメージ】



(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被保護人員		医療扶助人員						医療扶助率 B/A %	医療扶助費 総額 億円	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合 %
	実人員 A 人	総数 B 人	入院		入院外		精神 (再掲) 人				
			精神 (再掲)	入院	精神 (再掲)	入院外					
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4	
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0	
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5	
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0	
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0	
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2	
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1	
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4	
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8	
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9	
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.2	
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0	13,500	50.6	
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	80.9	13,074	49.9	
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	80.5	13,393	49.6	
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	56,090	1,280,636	42,561	79.8	14,515	48.3	
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	55,841	1,423,857	47,132	79.6	15,701	47.2	
平成23年度	2,067,244	1,657,093	107,539	129,362	55,154	1,527,731	52,385	80.2	16,432	46.9	
平成24年度	2,135,708	1,716,158	110,543	126,595	54,391	1,589,563	56,152	80.4	16,759	46.5	
平成25年度	2,161,612	1,745,615	113,339	123,648	53,105	1,621,967	60,234	80.8	17,077	47.0	
平成26年度	2,165,895	1,763,406	114,765	118,136	50,982	1,645,270	63,783	81.4	17,240	46.9	
平成27年度	2,163,685	1,775,997	116,729	116,279	49,358	1,659,718	67,371	82.1	17,785	48.1	
平成28年度	2,145,438	1,769,544	117,939	113,974	48,427	1,655,570	69,512	82.5	17,622	48.0	
平成29年度	2,124,631	1,765,043	118,253	112,463	47,495	1,652,580	70,758	83.1	17,810	48.6	
平成30年度	2,096,838	1,751,443	119,881	111,127	46,775	1,640,316	73,106	83.5	17,816	49.4	
令和元年度	2,073,117	1,742,838	120,259	111,279	45,841	1,631,559	74,418	84.1	18,013	50.2	

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員（入院・入院外）

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
全 国	2 037 970	1 710 152	102 372	1 607 780
北 海 道	58 650	52 051	4 701	47 350
青 森 県	16 081	14 189	589	13 600
岩 手 県	8 005	6 971	660	6 311
宮 城 県	11 321	9 292	655	8 637
秋 田 県	8 067	6 882	403	6 479
山 形 県	5 767	4 798	425	4 373
福 島 県	6 515	5 286	342	4 944
茨 城 県	23 359	19 565	1 756	17 809
栃 木 県	11 807	10 024	735	9 289
群 馬 県	7 357	6 403	419	5 984
埼 玉 県	57 373	46 473	2 953	43 520
千 葉 県	53 385	44 739	2 684	42 055
東 京 都	270 882	231 656	13 571	218 085
神 奈 川 県	35 652	29 315	1 603	27 712
新 潟 県	8 860	6 910	450	6 460
富 山 県	1 603	1 235	128	1 107
石 川 県	2 984	2 439	225	2 214
福 井 県	1 612	1 316	138	1 178
山 梨 県	4 244	3 245	319	2 926
長 野 県	5 864	4 862	308	4 554
岐 阜 県	5 581	4 696	346	4 350
静 岡 県	15 665	12 982	1 000	11 982
愛 知 県	19 031	15 728	1 008	14 720
三 重 県	15 777	12 799	857	11 942
滋 賀 県	6 949	6 009	474	5 535
京 都 府	13 238	11 125	575	10 550
大 阪 府	51 954	45 184	2 371	42 813
兵 庫 県	17 952	15 515	1 052	14 463
奈 良 県	11 362	9 796	561	9 235
和 歌 山 県	5 694	5 089	372	4 717
鳥 取 県	3 810	3 185	194	2 991
島 根 県	2 793	2 260	152	2 108
岡 山 県	4 100	3 519	287	3 232
広 島 県	7 297	6 278	588	5 690
山 口 県	10 006	8 678	786	7 892
徳 島 県	12 725	11 257	944	10 313
香 川 県	3 950	3 389	276	3 113
愛 媛 県	8 760	7 855	589	7 266
高 知 県	6 767	6 002	593	5 409
福 岡 県	49 043	43 686	3 473	40 213
佐 賀 県	7 503	6 727	499	6 228
長 崎 県	9 652	8 084	656	7 428
熊 本 県	9 187	7 631	674	6 957
大 分 県	10 568	9 375	900	8 475
宮 崎 県	8 818	7 583	756	6 827
鹿 児 島 県	14 595	12 214	1 429	10 785
沖 縄 県	25 554	20 574	1 702	18 872
指定都市（別掲）				
札 幌 市	71 097	60 090	3 438	56 652
仙 台 市	18 604	15 671	591	15 080
さいたま市	19 438	17 161	631	16 530
千 葉 市	21 569	15 486	528	14 958
横 浜 市	68 959	61 928	2 958	58 970
川 崎 市	29 350	23 852	1 016	22 836
相 模 原 市	13 978	12 421	512	11 909
新 潟 市	11 718	9 293	597	8 696
静 岡 市	9 431	7 120	301	6 819
浜 松 市	7 174	5 504	209	5 295
名 古 屋 市	47 055	35 371	1 841	33 530
京 都 市	41 479	31 658	1 905	29 753
大 阪 市	132 939	110 032	4 198	105 834
堺 市	24 664	20 917	1 222	19 695
神 戸 市	43 388	35 952	1 562	34 390
岡 山 市	12 682	11 422	570	10 852
広 島 市	23 537	17 219	605	16 614
北 九 州 市	22 312	19 959	1 856	18 103
福 岡 市	42 514	35 996	1 845	34 151
熊 本 市	14 923	11 855	896	10 959

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
中核市（別掲）				
旭川市	11 970	10 531	518	10 013
函館市	11 352	10 039	602	9 437
青森市	8 167	7 221	354	6 867
八戸市	4 096	3 840	386	3 454
盛岡市	4 563	4 246	208	4 038
秋田市	5 314	4 542	344	4 198
山形市	2 141	1 971	108	1 863
郡山市	3 359	3 092	198	2 894
いわき市	4 259	3 735	378	3 357
福島市	3 152	2 180	123	2 057
水戸市	5 170	3 820	150	3 670
宇都宮市	8 275	6 993	437	6 556
前橋市	4 146	3 779	135	3 644
高崎市	3 452	3 178	155	3 023
川越市	4 362	3 151	238	2 913
越谷市	4 405	4 130	142	3 988
川口市	11 633	8 039	334	7 705
船橋市	9 243	7 043	280	6 763
柏市	4 923	4 186	193	3 993
八王子市	9 602	6 866	559	6 307
横須賀市	5 409	4 561	120	4 441
富山市	2 438	1 961	191	1 770
金沢市	4 037	3 369	271	3 098
福井市	2 581	2 021	105	1 916
甲府市	2 805	2 012	105	1 907
長野市	3 250	2 220	219	2 001
松本市	1 850	1 468	66	1 402
岐阜市	6 007	5 152	211	4 941
豊橋市	2 220	1 867	145	1 722
豊田市	2 358	1 654	119	1 535
岡崎市	2 214	1 584	99	1 485
一宮市	3 467	3 003	116	2 887
大津市	3 948	3 439	175	3 264
高槻市	5 760	5 004	221	4 783
東大阪市	17 197	13 792	501	13 291
豊中市	9 566	8 065	404	7 661
枚方市	7 574	5 634	207	5 427
八尾市	7 824	6 958	191	6 767
寝屋川市	7 283	6 569	296	6 273
吹田市	5 566	5 372	213	5 159
姫路市	8 182	6 714	424	6 290
西宮市	7 761	6 632	336	6 296
尼崎市	17 218	15 391	701	14 690
明石市	5 058	3 484	258	3 226
奈良市	7 109	5 596	241	5 355
和歌山市	8 852	7 326	364	6 962
鳥取市	2 780	2 092	98	1 994
松江市	2 657	2 012	115	1 897
倉敷市	6 978	6 305	370	5 935
福山市	6 046	5 092	229	4 863
呉市	3 327	2 798	224	2 574
下関市	3 761	3 154	191	2 963
高松市	6 254	5 705	367	5 338
松山市	11 253	9 893	441	9 452
高知市	10 826	9 281	549	8 732
久留米市	6 617	5 588	384	5 204
長崎市	11 954	9 732	613	9 119
佐世保市	4 956	4 453	364	4 089
大分市	8 343	7 101	561	6 540
宮崎市	8 390	7 413	371	7 042
鹿児島市	14 898	13 478	1 075	12 403
那覇市	13 282	8 847	820	8 027

資料：被保護者調査（令和3年10月分速報値）

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(令和2年度)

区 分	① た患者数 (入院百八十日を超え 書類検討総数)	② 調整を行ったもの のうち主治医等と意見	③ された者 の入院の 結果医療 扶助が ないと	④ ③のうち措置状況						⑤ 患者数 のうち未 措置の	②/ ①の割 合	③/ ②の割 合	⑤/ ③の割 合
				退院又は移替等									
				小 計	地域への移替		他法への移替		そ の 他				
居 宅 保 護	施 設 入 所	感 染 症 予 防 法 (結 核 に 係 る もの。)	精 神 保 健										
北海道	2,440	689	26	22	12	8	0	0	2	4	28.2	3.8	15.4
青森県	268	154	5	3	0	2	0	0	1	2	57.5	3.2	40.0
岩手県	213	177	20	10	2	6	0	0	2	10	83.1	11.3	50.0
宮城県	301	185	7	2	1	1	0	0	0	5	61.5	3.8	71.4
秋田県	216	87	1	0	0	0	0	0	0	1	40.3	1.1	100.0
山形県	131	90	6	6	1	3	0	0	2	0	68.7	6.7	0.0
福島県	147	105	17	10	2	5	0	0	3	7	71.4	16.2	41.2
茨城県	960	875	40	27	4	17	0	0	6	13	91.1	4.6	32.5
栃木県	404	142	0	0	0	0	0	0	0	0	35.1	0.0	-
群馬県	256	25	0	0	0	0	0	0	0	0	9.8	0.0	-
埼玉県	1,228	662	43	27	12	10	0	0	5	16	53.9	6.5	37.2
千葉県	1,440	1,003	109	38	3	14	0	0	21	71	69.7	10.9	65.1
東京都	6,502	2,482	843	816	112	269	0	25	410	27	38.2	34.0	3.2
神奈川県	967	642	88	69	13	22	1	0	33	19	66.4	13.7	21.6
新潟県	188	138	5	5	3	2	0	0	0	0	73.4	3.6	0.0
富山県	60	46	3	1	0	1	0	0	0	2	76.7	6.5	66.7
石川県	101	16	1	1	0	1	0	0	0	0	15.8	6.3	0.0
福井県	55	37	4	3	1	2	0	0	0	1	67.3	10.8	25.0
山梨県	108	59	7	7	1	3	0	0	3	0	54.6	11.9	0.0
長野県	95	81	7	7	6	1	0	0	0	0	85.3	8.6	0.0
岐阜県	165	95	2	2	0	2	0	0	0	0	57.6	2.1	0.0
静岡県	443	231	8	5	2	3	0	0	0	3	52.1	3.5	37.5
愛知県	441	151	11	6	1	2	0	0	3	5	34.2	7.3	45.5
三重県	529	335	66	44	7	28	0	2	7	22	63.3	19.7	33.3
滋賀県	148	83	3	1	0	0	0	0	1	2	56.1	3.6	66.7
京都府	299	140	5	4	1	3	0	0	0	1	46.8	3.6	20.0
大阪府	1,431	549	102	77	29	11	0	0	37	25	38.4	18.6	24.5
兵庫県	687	503	93	86	11	25	0	1	49	7	73.2	18.5	7.5
奈良県	243	164	11	11	1	6	0	0	4	0	67.5	6.7	0.0
和歌山県	141	107	1	1	0	1	0	0	0	0	75.9	0.9	0.0
鳥取県	55	45	6	2	0	1	0	0	1	4	81.8	13.3	66.7
島根県	104	17	1	1	0	1	0	0	0	0	16.3	5.9	0.0
岡山県	145	64	0	0	0	0	0	0	0	0	44.1	0.0	-
広島県	313	313	8	8	1	4	0	0	3	0	100.0	2.6	0.0
山口県	496	164	22	17	2	5	0	0	10	5	33.1	13.4	22.7
徳島県	646	243	11	10	1	4	0	0	5	1	37.6	4.5	9.1
香川県	136	67	0	0	0	0	0	0	0	0	49.3	0.0	-
愛媛県	254	191	2	1	1	0	0	0	0	1	75.2	1.0	50.0
高知県	288	86	3	1	0	0	0	0	1	2	29.9	3.5	66.7
福岡県	1,747	954	195	105	35	52	0	0	18	90	54.6	20.4	46.2
佐賀県	359	184	54	39	7	19	0	0	13	15	51.3	29.3	27.8
長崎県	451	268	18	10	1	4	0	0	5	8	59.4	6.7	44.4
熊本県	494	442	46	41	4	10	0	1	26	5	89.5	10.4	10.9
大分県	505	269	0	0	0	0	0	0	0	0	53.3	0.0	-
宮崎県	440	295	14	4	2	0	0	0	2	10	67.0	4.7	71.4
鹿児島県	824	524	31	26	4	14	0	0	8	5	63.6	5.9	16.1

区 分	① た患者数 (入院百八十日を超え 書類検討総数)	② 調整を行ったもの のうち主治医等と意見	③ された者 の入院の必要がないと の結果医療扶助によ	④ ③のうち措置状況							⑤ 患者数 のうち未措置の	②/ ①の割合	③/ ②の割合	⑤/ ③の割合
				退院又は移替え等						そ の 他				
				小 計	地域への移替		他法への移替		福 祉 法 保 健					
居 宅 保 護	施 設 入 所	感 染 症 予 防 法 (結 核 に 係 る もの)												
沖 縄 県	820	242	57	42	21	18	0	0	3	15	29.5	23.6	26.3	
札 幌 市	1,488	96	0	0	0	0	0	0	0	0	6.5	0.0	-	
仙 台 市	253	132	3	3	0	3	0	0	0	0	52.2	2.3	0.0	
さいたま市	301	28	1	1	0	1	0	0	0	0	9.3	3.6	0.0	
千 葉 市	252	64	10	8	0	3	0	1	4	2	25.4	15.6	20.0	
横 浜 市	889	597	216	186	62	75	0	5	44	30	67.2	36.2	13.9	
川 崎 市	658	482	83	82	6	26	0	1	49	1	73.3	17.2	1.2	
相 模 原 市	303	303	97	88	39	6	0	0	43	9	100.0	32.0	9.3	
新 潟 市	260	5	3	3	2	0	0	1	0	0	1.9	60.0	0.0	
静 岡 市	204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
浜 松 市	85	73	5	5	3	0	0	0	2	0	85.9	6.8	0.0	
名 古 屋 市	1,282	189	186	129	41	61	1	0	26	57	14.7	98.4	30.6	
京 都 市	830	348	128	91	39	26	0	1	25	37	41.9	36.8	28.9	
大 阪 市	2,765	1,959	145	73	13	5	0	1	54	72	70.8	7.4	49.7	
堺 市	656	609	72	65	28	31	0	0	6	7	92.8	11.8	9.7	
神 戸 市	886	752	140	109	49	26	0	0	34	31	84.9	18.6	22.1	
岡 山 市	334	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
広 島 市	425	320	40	36	12	22	0	1	1	4	75.3	12.5	10.0	
北 九 州 市	995	970	137	122	23	59	0	0	40	15	97.5	14.1	10.9	
福 岡 市	961	178	41	36	11	25	0	0	0	5	18.5	23.0	12.2	
熊 本 市	567	488	19	19	9	7	0	3	0	0	86.1	3.9	0.0	
旭 川 市	317	10	2	1	0	0	0	0	1	1	3.2	20.0	50.0	
函 館 市														
青 森 市	101	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0	0.0	-	
八 戸 市	99	99	5	4	1	1	0	0	2	1	100.0	5.1	20.0	
盛 岡 市	85	85	42	0	0	0	0	0	0	42	100.0	49.4	100.0	
秋 田 市	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
山 形 市	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
郡 山 市	171	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0.6	100.0	0.0	
い わ き 市	198	198	4	4	4	0	0	0	0	0	100.0	2.0	0.0	
福 島 市	105	105	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-	
水 戸 市	53	53	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0	1.9	100.0	
宇 都 宮 市	390	279	19	16	15	1	0	0	0	3	71.5	6.8	15.8	
前 橋 市	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
高 崎 市	87	35	5	2	0	0	0	0	2	3	40.2	14.3	60.0	
川 越 市	99	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
越 谷 市	103	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1.9	0.0	-	
川 口 市	123	1	5	2	0	1	0	0	1	3	0.8	500.0	60.0	
船 橋 市	182	18	0	0	0	0	0	0	0	0	9.9	0.0	-	
柏 市	131	92	7	7	5	2	0	0	0	0	70.2	7.6	0.0	
八 王 子 市	451	14	7	2	0	0	0	0	2	5	3.1	50.0	71.4	
横 須 賀 市	72	72	6	6	2	4	0	0	0	0	100.0	8.3	0.0	
富 山 市	101	26	13	12	0	3	0	0	9	1	25.7	50.0	7.7	
金 沢 市	205	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.0	-	
福 井 市	58	58	12	3	0	0	0	0	3	9	100.0	20.7	75.0	
甲 府 市	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
長 野 市	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
松 本 市	48	45	29	12	3	5	0	0	4	17	93.8	64.4	58.6	

区 分	① た患者数 (入院 書類 検討 総数 百八十 日を超 え)	② 調整を行 ったもの のうち主 治医等 と意見	③ された者 の入院 の結果 医療扶 助によ り	④ ③のうち措置状況							⑤ 患者数 のうち 未措置 の	②/ ①の割 合	③/ ②の割 合	⑤/ ③の割 合
				退院又は移替え等										
				小 計	地域への移替		他法への移替		そ の 他					
					居 宅 保 護	施 設 入 所	感 染 症 予 防 法 (結 核 に 係 る も の)	福 祉 法 健 保						
岐阜市	24	1	1	1	0	1	0	0	0	0	4.2	100.0	0.0	
豊橋市	146	146	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-	
豊田市	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
岡崎市	61	34	0	0	0	0	0	0	0	0	55.7	0.0	-	
一宮市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
大津市	83	83	25	25	4	1	0	0	20	0	100.0	30.1	0.0	
高槻市	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
東大阪市	349	22	10	4	4	0	0	0	0	6	6.3	45.5	60.0	
豊中市	355	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0.3	100.0	0.0	
枚方市	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
八尾市	75	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5.3	0.0	-	
寝屋川市	114	14	14	14	7	3	0	0	4	0	12.3	100.0	0.0	
吹田市	106	100	0	0	0	0	0	0	0	0	94.3	0.0	-	
姫路市	152	5	4	1	0	0	0	0	1	3	3.3	80.0	75.0	
西宮市	122	5	15	5	2	0	0	0	3	10	4.1	300.0	66.7	
尼崎市	319	258	78	44	10	25	0	0	9	34	80.9	30.2	43.6	
明石市	168	4	3	3	0	3	0	0	0	0	2.4	75.0	0.0	
奈良市	109	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
和歌山市	167	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
鳥取市	42	21	0	0	0	0	0	0	0	0	50.0	0.0	-	
松江市	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
倉敷市	207	1	11	7	6	1	0	0	0	4	0.5	1,100.0	36.4	
福山市	82	9	3	2	1	1	0	0	0	1	11.0	33.3	33.3	
呉市	106	106	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-	
下関市	128	128	2	2	1	1	0	0	0	0	100.0	1.6	0.0	
高松市	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
松山市	156	156	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	-	
高知市	371	221	62	25	4	14	0	0	7	37	59.6	28.1	59.7	
久留米市	163	115	10	7	1	5	0	0	1	3	70.6	8.7	30.0	
長崎市	367	160	5	3	1	2	0	0	0	2	43.6	3.1	40.0	
佐世保市	552	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	-	-	
大分市	725	232	25	20	2	11	0	0	7	5	32.0	10.8	20.0	
宮崎市	179	102	15	1	0	1	0	0	0	14	57.0	14.7	93.3	
鹿児島市	479	435	19	17	8	3	0	0	6	2	90.8	4.4	10.5	
那覇市	388	54	16	6	4	1	0	0	1	10	13.9	29.6	62.5	
計	53,571	25,629	3,805	2,914	727	1,046	2	43	1,096	891	47.8	14.8	23.4	

資料：保護課調

(4) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (令和2年度)

	受診状況把握対象者数				事前嘱托協議の結果指導対象外となった者				主治医訪問等の結果指導対象外となった者				やむを得ない理由(※)により指導が実施できない者				指導対象者数				指導実施者数				改善者数割合 G/E
	うち筋骨格系・結合組織		人数		うち筋骨格系・結合組織		人数		うち筋骨格系・結合組織		人数		うち筋骨格系・結合組織		人数		うち筋骨格系・結合組織		うち改善された者		G/E				
	A		B		C		D		E=A+B+C+D		F		G												
北海道	69	21	47	15	3	0	4	1	15	5	11	4	8	3	53.3%										
青森県	30	21	0	0	16	10	6	6	8	5	8	5	3	2	37.5%										
岩手県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0.0%										
宮城県	11	4	2	0	0	0	3	0	6	4	6	4	3	2	50.0%										
秋田県	12	4	6	0	0	0	2	0	4	4	4	4	4	4	100.0%										
山形県	12	5	10	3	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0.0%										
福島県	7	4	4	2	0	0	0	0	3	2	3	2	3	2	100.0%										
茨城県	50	27	8	4	25	22	14	0	3	1	2	0	1	0	33.3%										
栃木県	43	10	21	5	3	1	7	0	12	4	12	4	7	0	58.3%										
群馬県	18	10	12	6	3	3	0	0	3	1	3	1	2	1	66.7%										
埼玉県	259	145	191	97	36	25	4	2	28	21	28	21	20	16	71.4%										
千葉県	121	93	61	47	19	16	4	2	37	28	37	28	21	15	56.8%										
東京都	1,716	988	887	472	219	139	171	66	439	311	425	302	235	173	53.5%										
神奈川県	79	49	14	9	40	22	6	6	19	12	19	12	9	5	47.4%										
新潟県	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%										
富山県	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%										
石川県	8	1	5	1	0	0	0	0	3	0	3	0	2	0	66.7%										
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%										
山梨県	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	100.0%										
長野県	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%										
岐阜県	22	2	13	1	1	1	1	0	7	0	7	0	4	0	57.1%										
静岡県	16	9	3	0	1	1	5	3	7	5	5	5	5	5	71.4%										
愛知県	78	30	62	22	6	3	2	0	8	5	8	5	7	4	87.5%										
三重県	40	17	18	11	6	0	7	4	9	2	9	2	6	2	66.7%										
滋賀県	3	2	0	0	1	1	0	0	2	1	2	1	2	1	100.0%										
京都府	85	59	41	28	16	13	4	1	24	17	23	16	19	15	79.2%										
大阪府	377	225	228	106	51	41	16	12	82	66	82	66	64	52	78.0%										
兵庫県	55	32	17	11	14	10	2	0	22	11	17	9	15	8	68.2%										
奈良県	74	45	55	40	10	1	2	0	7	4	5	2	3	0	42.9%										
和歌山県	17	8	2	0	2	2	0	0	13	6	13	6	12	5	92.3%										
鳥取県	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%										
島根県	6	3	4	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0%										
岡山県	6	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%										
広島県	34	22	9	7	9	5	1	0	15	10	15	10	9	8	60.0%										
山口県	111	83	75	52	24	20	1	1	11	10	11	10	8	7	72.7%										
徳島県	102	18	78	9	17	6	1	1	6	2	6	2	4	2	66.7%										
香川県	51	16	14	3	17	9	2	0	18	4	18	4	11	3	61.1%										
愛媛県	53	20	38	9	2	0	0	0	13	11	13	11	4	3	30.8%										
高知県	29	12	6	3	12	1	0	0	11	8	11	8	9	8	81.8%										
福岡県	312	182	143	85	60	33	31	11	78	53	69	49	59	43	75.6%										
佐賀県	67	43	9	0	41	31	2	2	15	10	11	7	4	2	26.7%										
長崎県	24	20	11	8	5	5	4	3	4	4	2	2	0	0	0.0%										
熊本県	20	4	13	4	1	0	0	0	6	0	6	0	4	0	66.7%										
大分県	25	13	21	9	0	0	3	3	1	1	1	1	1	1	100.0%										
宮崎県	35	21	12	9	17	8	3	1	3	3	3	3	2	2	66.7%										
鹿児島県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%										
沖縄県	43	5	31	0	3	0	0	0	9	5	8	4	6	3	66.7%										
札幌市	22	2	9	2	9	0	1	0	3	0	2	0	2	0	66.7%										
仙台市	41	27	5	2	10	8	1	1	25	16	19	11	13	8	52.0%										
さいたま市	80	69	61	52	8	7	2	2	9	8	9	8	4	3	44.4%										
千葉市	63	50	9	4	15	11	15	12	24	23	23	22	19	18	79.2%										
横浜市	518	364	431	312	28	17	14	8	45	27	36	22	17	11	37.8%										
川崎市	127	105	56	41	13	12	21	19	37	33	33	29	25	22	67.6%										
相模原市	34	32	0	0	8	7	2	2	24	23	24	23	21	20	87.5%										
新潟市	19	18	10	9	0	0	0	0	9	9	9	9	4	4	44.4%										
静岡市	25	13	22	11	0	0	0	0	3	2	3	2	2	2	66.7%										
浜松市	6	5	3	3	0	0	1	1	2	1	2	1	2	1	100.0%										
名古屋市	277	134	202	93	28	13	14	6	33	22	31	21	15	10	45.5%										
京都市	354	305	255	220	68	62	6	4	25	19	25	19	20	16	80.0%										
大阪市	1,821	1,089	389	244	725	428	147	78	560	339	280	178	108	69	19.3%										
堺市	96	37	48	6	5	2	10	6	33	23	33	23	23	18	69.7%										
神戸市	446	332	166	112	178	136	21	13	81	71	81	71	32	28	39.5%										
岡山市	81	24	76	22	2	2	0	0	3	0	3	0	1	0	33.3%										
広島市	419	171	213	85	143	58	18	4	45	24	20	11	5	3	11.1%										
北九州市	46	40	11	7	16	16	5	4	14	13	14	13	11	11	78.6%										
福岡市	229	166	1	0	190	145	19	11	19	10	19	10	12	5	63.2%										
熊本市	49	9	40	9	3	0	0	0	6	0	6	0	2	0	33.3%										

(4) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (令和2年度)

	受診状況把握対象者数		事前嘱托協議の結果指導対象外となった者		主治医訪問等の結果指導対象外となった者		やむを得ない理由(※)により指導が実施できない者		指導対象者数		指導実施者数				改善者数割合 G/E
	うち筋骨格系・結合組織		うち筋骨格系・結合組織		うち筋骨格系・結合組織		うち筋骨格系・結合組織		うち筋骨格系・結合組織		うち筋骨格系・結合組織		うち改善された者		
	A		B		C		D		E=A+B+C+D	F		G			
旭川市	9	7	1	1	1	1	1	0	6	5	6	5	2	2	33.3%
函館市	30	10	15	3	4	4	4	2	7	1	7	1	7	1	100.0%
青森市	33	20	33	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
八戸市	17	16	0	0	0	0	2	2	15	14	15	14	13	13	86.7%
盛岡市	12	12	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
秋田市	9	5	0	0	9	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
山形市	8	3	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
郡山市	8	4	4	0	1	1	0	0	3	3	3	3	3	3	100.0%
いわき市	11	4	7	4	3	0	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
水戸市	14	9	3	0	10	8	0	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
宇都宮市	26	22	24	21	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
前橋市	3	3	0	0	1	1	0	0	2	2	2	2	2	2	100.0%
高崎市	9	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
川越市	14	14	6	6	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
越谷市	16	11	1	0	13	9	0	0	2	2	2	2	2	2	100.0%
川口市	58	42	45	30	0	0	1	1	12	11	11	10	6	5	50.0%
船橋市	23	17	16	12	0	0	2	1	5	4	5	4	4	3	80.0%
柏市	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	2	2	66.7%
八王子市	48	35	19	13	0	0	3	1	26	21	26	21	10	8	38.5%
横須賀市	10	9	10	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
富山市	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
金沢市	25	23	22	21	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
福井市	2	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	100.0%
甲府市	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
長野市	15	10	15	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
松本市	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	100.0%
岐阜市	34	15	10	2	5	3	3	0	16	10	16	10	9	6	56.3%
豊橋市	4	2	0	0	1	0	1	0	2	2	2	2	2	2	100.0%
豊田市	4	2	2	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	100.0%
岡崎市	13	9	5	3	0	0	1	0	7	6	7	6	5	4	71.4%
一宮市	11	8	1	0	3	2	1	1	6	5	6	5	4	4	66.7%
大津市	20	15	6	2	8	7	0	0	6	6	6	6	3	3	50.0%
高槻市	29	24	10	7	0	0	1	1	18	16	18	16	12	10	66.7%
東大阪市	314	165	279	157	23	5	5	1	7	2	7	2	0	0	0.0%
豊中市	53	41	20	13	22	19	0	0	11	9	11	9	9	7	81.8%
枚方市	119	93	113	93	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
八尾市	109	96	63	55	38	33	1	1	7	7	7	7	2	2	28.6%
寝屋川市	41	30	14	10	19	12	0	0	8	8	8	8	6	6	75.0%
吹田市	38	28	16	14	3	1	1	0	18	13	18	13	14	10	77.8%
姫路市	36	16	34	14	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	100.0%
西宮市	46	34	7	4	18	16	0	0	21	14	18	13	11	9	52.4%
尼崎市	88	42	73	36	5	3	5	1	5	2	5	2	3	2	60.0%
明石市	39	27	19	13	4	2	5	3	11	9	11	9	5	5	45.5%
奈良市	37	23	5	0	0	0	0	0	32	23	31	23	20	14	62.5%
和歌山市	62	31	0	0	19	3	31	19	12	9	11	9	9	8	75.0%
鳥取市	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
松江市	7	4	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
倉敷市	39	19	34	16	0	0	0	0	5	3	5	3	2	0	40.0%
福山市	20	14	3	2	0	0	2	1	15	11	15	11	14	10	93.3%
呉市	309	47	218	0	88	46	3	1	0	0	0	0	0	0	0.0%
下関市	23	19	15	11	5	5	0	0	3	3	3	3	2	2	66.7%
高松市	102	31	96	29	1	1	0	0	5	1	0	0	0	0	0.0%
松山市	92	69	17	11	75	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
高知市	53	38	9	4	11	8	4	2	29	24	29	24	15	13	51.7%
久留米市	37	23	30	21	5	1	0	0	2	1	2	1	1	1	50.0%
長崎市	175	107	172	107	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
佐世保市	18	7	12	5	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
大分市	22	19	2	1	9	9	4	2	7	7	7	7	2	2	28.6%
宮崎市	72	51	32	14	23	21	3	3	14	13	14	13	6	6	42.9%
鹿児島市	285	111	281	111	1	0	1	0	2	0	2	0	2	0	100.0%
那覇市	28	20	9	2	12	11	0	0	7	7	7	7	3	3	42.9%
合計	11,681	6,840	6,052	3,254	2,611	1,661	698	341	2,320	1,584	1,936	1,365	1,136	823	48.97%

資料：保護課調

(5) 令和2年度向精神薬の重複処方の改善状況

地方自治体名	①適切な受診であった者 (人)	不適切な受診であった者 (人)			合計
		②被保護者へ指導を 行い、すでに改善し た場合	③被保護者へ指導中 の場合	④保護廃止等により指 導するに至らなかった 場合	
北海道	67	72	9	7	155
青森県	1	2	0	1	4
岩手県	1	0	0	1	2
宮城県	4	2	4	0	10
秋田県	2	12	2	2	18
山形県	5	2	0	0	7
福島県	0	4	1	0	5
茨城県	10	13	18	5	46
栃木県	2	12	2	1	17
群馬県	4	6	1	1	12
埼玉県	29	37	9	9	84
千葉県	27	47	10	10	94
東京都	133	273	68	34	508
神奈川県	20	27	13	6	66
新潟県	2	2	0	1	5
富山県	0	0	0	0	0
石川県	4	4	0	2	10
福井県	0	0	0	0	0
山梨県	0	2	1	1	4
長野県	1	3	0	0	4
岐阜県	0	4	0	0	4
静岡県	6	9	1	1	17
愛知県	11	22	4	5	42
三重県	2	8	5	1	16
滋賀県	2	7	9	2	20
京都府	7	22	6	11	46
大阪府	35	66	15	13	129
兵庫県	9	19	8	8	44
奈良県	11	21	9	3	44
和歌山県	3	11	3	3	20
鳥取県	1	2	1	1	5
島根県	0	0	0	0	0
岡山県	6	2	2	0	10
広島県	4	8	3	2	17
山口県	19	23	7	4	53
徳島県	0	12	4	2	18
香川県	3	6	1	0	10
愛媛県	4	8	2	3	17
高知県	8	11	1	3	23
福岡県	12	26	9	5	52
佐賀県	1	7	2	0	10
長崎県	2	2	2	1	7
熊本県	4	5	1	0	10
大分県	4	1	2	0	7
宮崎県	0	1	2	1	4
鹿児島県	1	5	0	1	7
沖縄県	6	16	2	2	26

(5) 令和2年度向精神薬の重複処方の改善状況

地方自治体名	①適切な受診であった者 (人)	不適切な受診であった者(人)			合計
		②被保護者へ指導を 行い、すでに改善し た場合	③被保護者へ指導中 の場合	④保護廃止等により指 導するに至らなかった 場合	
札幌市	160	189	12	23	384
仙台市	1	7	5	1	14
さいたま市	53	18	7	6	84
千葉市	10	26	3	4	43
横浜市	140	36	8	16	200
川崎市	9	12	1	3	25
相模原市	6	24	7	3	40
新潟市	16	15	1	3	35
静岡市	6	4	0	1	11
浜松市	8	13	1	3	25
名古屋市	56	59	16	17	148
京都市	18	57	22	55	152
大阪市	290	154	147	98	689
堺市	1	62	5	2	70
神戸市	8	59	23	135	225
岡山市	12	16	0	7	35
広島市	0	1	16	1	18
北九州市	37	29	4	10	80
福岡市	0	16	8	8	32
熊本市	0	6	0	2	8
旭川市	31	18	1	2	52
函館市	0	0	7	0	7
青森市	0	0	0	3	3
八戸市	1	4	6	0	11
盛岡市	0	1	2	0	3
秋田市	0	1	2	0	3
山形市	0	0	1	0	1
郡山市	0	3	0	0	3
いわき市	0	0	0	0	0
福島市	1	1	2	0	4
水戸市	2	11	6	1	20
宇都宮市	19	7	6	3	35
前橋市	3	0	1	0	4
高崎市	0	4	0	1	5
川越市	6	14	8	4	32
越谷市	0	2	1	0	3
川口市	3	0	0	0	3
船橋市	14	13	1	2	30
柏市	0	10	0	0	10
八王子市	18	23	0	3	44
横須賀市	3	1	0	0	4
富山市	0	0	0	1	1
金沢市	1	2	0	0	3
福井市	0	0	0	0	0
甲府市	0	10	0	1	11
長野市	3	0	2	0	5
松本市	0	0	0	0	0

(5) 令和2年度向精神薬の重複処方の改善状況

地方自治体名	①適切な受診であった者 (人)	不適切な受診であった者(人)			合計
		②被保護者へ指導を 行い、すでに改善し た場合	③被保護者へ指導中 の場合	④保護廃止等により指 導するに至らなかった 場合	
岐阜市	5	6	3	0	14
豊橋市	2	0	1	0	3
豊田市	1	0	3	0	4
岡崎市	1	0	0	0	1
一宮市	1	1	1	0	3
大津市	0	3	0	2	5
高槻市	3	3	1	0	7
東大阪市	18	44	29	20	111
豊中市	0	3	1	3	7
枚方市	17	1	1	0	19
八尾市	1	5	0	0	6
寝屋川市	2	6	0	1	9
吹田市	0	1	3	0	4
姫路市	2	14	13	1	30
西宮市	4	17	22	19	62
尼崎市	38	31	12	42	123
明石市	0	0	0	1	1
奈良市	23	8	47	9	87
和歌山市	0	11	6	0	17
鳥取市	0	0	0	0	0
松江市	0	2	0	0	2
倉敷市	9	7	0	1	17
福山市	0	1	0	0	1
呉市	1	1	5	0	7
下関市	0	2	0	0	2
高松市	0	19	7	8	34
松山市	2	6	3	1	12
高知市	12	24	18	3	57
久留米市	2	6	0	1	9
長崎市	4	10	3	2	19
佐世保市	14	10	1	0	25
大分市	0	0	0	1	1
宮崎市	4	3	3	1	11
鹿児島市	62	63	5	7	137
那覇市	2	6	0	0	8
合 計	1,639	2,086	759	695	5,179

※令和3年3月末現在までの改善状況

(6) 頻回転院患者の実態把握調査 (令和2年度)

区 分	(1) 書類検査済患者 あつて十日間 連続して入院 し転院しつづ つていない者 の件数		(2) 直近の転院につ いて、転院事由 が事前になか つた者へ生 じた転院事由 の件数		(3) ②のうち入院 継続の医師等 による書面検 査が適切であ るとされた者 の件数		(4) ②のうち入院 継続の医師等 による書面検 査が適切であ るとされた者 の件数	(5) ④のうち未 措置の患者 数	(6) ②のうち入院 継続の医師等 による書面検 査が適切であ るとされた者 の件数	(7) ⑥のうち主 治医等と意見 交換を行った 者	(8) ⑦の結果入 院継続が適切 であるとされた 者	(9) ⑦の結果他 の医療機関へ の転院が必要 であるとされた 者	(10) ⑨のうち未 措置の患者 数	(11) ⑩の結果、医 療扶助とされ た者	(12) (11) のうち措置状況					(13) ⑪のうち未 措置の患者 数	(14) ⑫のうち主 治医等と意見 交換を行った 者
	件数		件数		a		b	c	(d+j)	e	f	g	h	居宅看護	A	他法への 代替	その他	i	j		
	h	i	j	k	l	m	n	o	p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z		
001	北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
002	青森県	10	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
003	岩手県	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
004	宮城県	11	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
005	秋田県	19	15	6	0	0	9	9	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0		
006	山形県	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
007	福島県	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
008	茨城県	20	16	14	0	0	2	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
009	栃木県	10	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
010	群馬県	10	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
011	埼玉県	37	16	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
012	千葉県	78	54	53	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
013	東京都	399	345	317	2	2	26	25	1	15	0	9	9	1	4	0	4	0	1		
014	神奈川県	26	15	11	0	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
015	新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
016	富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
017	石川県	12	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
018	福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
019	山梨県	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
020	長野県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
021	岐阜県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
022	静岡県	17	5	2	0	0	3	3	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0		
023	愛知県	23	15	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
024	三重県	8	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
025	滋賀県	4	2	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
026	京都府	26	21	20	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
027	大阪府	130	68	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
028	兵庫県	38	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
029	奈良県	9	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
030	和歌山県	10	10	9	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
031	鳥取県	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
032	島根県	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
033	岡山県	15	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
034	広島県	12	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
035	山口県	16	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
036	徳島県	31	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
037	香川県	10	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
038	愛媛県	12	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
039	高知県	25	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
040	福岡県	156	107	99	0	0	8	8	5	0	3	3	0	3	3	1	0	2	0		
041	佐賀県	13	12	11	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0		
042	長崎県	38	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
043	熊本県	37	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
044	大分県	47	37	36	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
045	宮崎県	15	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
046	鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
047	沖縄県	112	112	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
048	札幌市	159	153	150	0	0	3	3	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0		
049	仙台市	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
050	さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
051	千葉市	30	27	25	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
052	横浜市	8	8	3	1	0	4	4	0	3	0	1	1	0	1	0	0	0	0		
053	川崎市	64	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
054	相模原市	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
055	新潟市	9	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
056	静岡市	15	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
057	浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
058	名古屋市	259	64	61	0	0	3	3	3	0	0	3	3	1	2	0	0	0	0		
059	京都市	90	86	85	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0		
060	大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
061	堺市	33	24	15	0	0	9	9	0	7	0	2	2	1	0	1	0	0	0		
062	神戸市	22	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
063	岡山市	68	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
064	広島市	37	29	28	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
065	北九州市	102	72	72	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
066	福岡市	41	25	23	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
067	熊本市	17	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
068	旭川市	30	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
069	函館市																				
070	青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
071	八戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
072	盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
073	秋田市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
074	山形市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
075	郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
076	いわき市	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
077	福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(7) 介護扶助受給者の状況

	介護扶助 受給者総数	施設介護サービス受給者数					居室介護 サービス 受給者数	介護 予防人員	介護 扶助費 億円
		施設入所者 総数	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人 福祉施設			
平成12年度	66,832	13,809	3,174	5,269	5,366	・	53,023	143	
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	・	66,460	222	
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	・	83,285	291	
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	・	100,524	358	
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	・	118,027	419	
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	・	132,218	470	
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	・	127,964	502	
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	539	
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	562	
平成21年度	209,735	39,048	19,201	14,553	5,188	106	120,468	610	
平成22年度	228,235	40,238	20,097	15,172	4,848	121	134,089	659	
平成23年度	248,100	40,770	20,645	15,491	4,482	151	149,559	707	
平成24年度	269,793	41,898	21,442	15,952	4,202	303	164,392	755	
平成25年度	290,174	42,148	22,010	16,014	3,833	291	179,230	783	
平成26年度	310,359	42,142	22,282	15,800	3,661	399	194,038	807	
平成27年度	329,999	42,425	22,714	15,824	3,403	484	209,592	832	
平成28年度	348,064	42,448	23,026	15,715	3,181	526	225,066	856	
平成29年度	366,287	41,971	23,162	15,301	2,885	623	239,821	884	
平成30年度	381,383	41,446	23,264	14,837	2,693	652	251,178	897	
令和元年度	394,154	40,845	23,432	14,698	2,088	627	261,811	916	

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告
 ※人員は、各年度の1か月平均のため、各施設の足上げと施設入所者総数は必ずしも合致しない。

(9) 介護扶助受給者数 (40歳以上65歳未満) の状況 (令和元年7月末現在)

在	施設	人数	要介護					要支援1	要支援2	要支援3	要支援4	要支援5	合計	[単位:人]		
			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5							要支援1	要支援2	
訪問・通所等	短期入所	21,072	1,655	2,257	3,115	5,204	3,778	3,402	3,778	5,204	3,778	3,402	3,778	5,204	3,778	3,402
訪問・通所等	訪問介護	20,719	1,626	2,221	3,083	5,203	3,683	3,387	3,683	5,203	3,683	3,387	3,683	5,203	3,683	3,387
訪問介護	訪問介護	49,515	4,877	6,501	8,291	13,345	8,153	6,037	8,153	13,345	8,153	6,037	8,153	13,345	8,153	6,037
訪問介護	福祉用具貸与	8,726	733	1,046	1,365	2,275	1,769	1,040	1,365	2,275	1,769	1,040	1,365	2,275	1,769	1,040
訪問介護	福祉用具貸与	462	200	108	69	62	62	11	69	108	62	11	69	108	62	11
訪問介護	福祉用具貸与	14,431	1,337	1,855	2,422	4,078	1,855	1,337	2,422	4,078	1,855	1,337	2,422	4,078	1,855	1,337
訪問介護	福祉用具貸与	5,264	586	811	1,440	1,440	811	586	1,440	1,440	811	586	1,440	1,440	811	586
訪問介護	福祉用具貸与	1,201	126	132	126	132	126	132	126	132	126	132	126	132	126	132
訪問介護	福祉用具貸与	8,155	537	944	1,328	2,271	1,328	944	1,328	2,271	1,328	944	1,328	2,271	1,328	944
訪問介護	福祉用具貸与	3,096	277	451	814	1,440	814	451	1,440	1,440	814	451	1,440	1,440	814	451
訪問介護	福祉用具貸与	7,748	1,195	1,412	1,547	1,978	1,547	1,195	1,978	1,978	1,547	1,195	1,978	1,978	1,547	1,195
訪問介護	福祉用具貸与	121	22	22	27	34	27	22	34	27	22	34	27	34	27	22
訪問介護	福祉用具貸与	74	11	9	17	24	17	11	24	17	11	24	17	24	17	11
訪問介護	福祉用具貸与	237	6	28	43	50	43	6	50	43	6	50	43	50	43	6
訪問介護	福祉用具貸与	685	135	154	150	142	154	135	154	150	142	154	135	154	150	142
訪問介護	福祉用具貸与	556	106	130	122	112	130	106	130	122	112	130	106	130	122	112
訪問介護	福祉用具貸与	129	29	24	28	30	29	24	30	29	24	30	29	24	30	29
訪問介護	福祉用具貸与	1,123	124	165	248	277	248	124	277	248	124	165	248	277	248	124
訪問介護	福祉用具貸与	604	89	101	121	145	101	89	145	101	89	101	121	145	101	89
訪問介護	福祉用具貸与	510	33	62	125	130	62	33	130	125	62	33	130	125	62	33
訪問介護	福祉用具貸与	9	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
訪問介護	福祉用具貸与	126	3	24	21	37	21	3	37	21	3	24	21	37	21	3
訪問介護	福祉用具貸与	45	11	13	11	13	11	11	13	11	11	13	11	13	11	11
訪問介護	福祉用具貸与	1,620	428	488	394	100	428	488	394	100	428	488	394	100	428	488
訪問介護	福祉用具貸与	566	168	203	169	33	168	203	169	33	168	203	169	33	168	203
訪問介護	福祉用具貸与	8	4	1	3	1	4	1	3	1	4	1	3	1	4	1
訪問介護	福祉用具貸与	846	159	225	208	149	159	225	208	149	159	225	208	149	159	225
訪問介護	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	121	70	38	10	3	70	38	10	3	70	38	10	3	70	38
訪問介護	福祉用具貸与	20	9	4	3	2	9	4	3	2	9	4	3	2	9	4
訪問介護	福祉用具貸与	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	45	2	6	6	6	2	6	6	6	2	6	6	6	2	6
訪問介護	福祉用具貸与	1,620	428	488	394	100	428	488	394	100	428	488	394	100	428	488
訪問介護	福祉用具貸与	566	168	203	169	33	168	203	169	33	168	203	169	33	168	203
訪問介護	福祉用具貸与	8	4	1	3	1	4	1	3	1	4	1	3	1	4	1
訪問介護	福祉用具貸与	846	159	225	208	149	159	225	208	149	159	225	208	149	159	225
訪問介護	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	121	70	38	10	3	70	38	10	3	70	38	10	3	70	38
訪問介護	福祉用具貸与	20	9	4	3	2	9	4	3	2	9	4	3	2	9	4
訪問介護	福祉用具貸与	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	45	2	6	6	6	2	6	6	6	2	6	6	6	2	6
訪問介護	福祉用具貸与	1,620	428	488	394	100	428	488	394	100	428	488	394	100	428	488
訪問介護	福祉用具貸与	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33
訪問介護	福祉用具貸与	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1
訪問介護	福祉用具貸与	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149
訪問介護	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	121	70	38	10	3	121	70	38	10	3	121	70	38	10	3
訪問介護	福祉用具貸与	20	9	4	3	2	20	9	4	3	2	20	9	4	3	2
訪問介護	福祉用具貸与	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	45	2	6	6	6	45	2	6	6	6	45	2	6	6	6
訪問介護	福祉用具貸与	1,620	428	488	394	100	1,620	428	488	394	100	1,620	428	488	394	100
訪問介護	福祉用具貸与	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33
訪問介護	福祉用具貸与	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1
訪問介護	福祉用具貸与	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149
訪問介護	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	121	70	38	10	3	121	70	38	10	3	121	70	38	10	3
訪問介護	福祉用具貸与	20	9	4	3	2	20	9	4	3	2	20	9	4	3	2
訪問介護	福祉用具貸与	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	45	2	6	6	6	45	2	6	6	6	45	2	6	6	6
訪問介護	福祉用具貸与	1,620	428	488	394	100	1,620	428	488	394	100	1,620	428	488	394	100
訪問介護	福祉用具貸与	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33
訪問介護	福祉用具貸与	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1
訪問介護	福祉用具貸与	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149
訪問介護	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	121	70	38	10	3	121	70	38	10	3	121	70	38	10	3
訪問介護	福祉用具貸与	20	9	4	3	2	20	9	4	3	2	20	9	4	3	2
訪問介護	福祉用具貸与	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	45	2	6	6	6	45	2	6	6	6	45	2	6	6	6
訪問介護	福祉用具貸与	1,620	428	488	394	100	1,620	428	488	394	100	1,620	428	488	394	100
訪問介護	福祉用具貸与	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33
訪問介護	福祉用具貸与	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1
訪問介護	福祉用具貸与	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149
訪問介護	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	121	70	38	10	3	121	70	38	10	3	121	70	38	10	3
訪問介護	福祉用具貸与	20	9	4	3	2	20	9	4	3	2	20	9	4	3	2
訪問介護	福祉用具貸与	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	45	2	6	6	6	45	2	6	6	6	45	2	6	6	6
訪問介護	福祉用具貸与	1,620	428	488	394	100	1,620	428	488	394	100	1,620	428	488	394	100
訪問介護	福祉用具貸与	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33	566	168	203	169	33
訪問介護	福祉用具貸与	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1	8	4	1	3	1
訪問介護	福祉用具貸与	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149	846	159	225	208	149
訪問介護	福祉用具貸与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訪問介護	福祉用具貸与	121	70	38	10	3										

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
ガバメントクラウドの整備	<p>国の情報システムにおける複数のクラウドサービスの利用環境の整備・運用</p> <p>国以外の活用に向けた具体的な対応方針や課題等の検討</p> <p>先行事業 (地方公共団体分、一部稼働)</p>					
ガバメントクラウドの提供 (地方公共団体関係)	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
地方公共団体	ガバメントクラウド提供					
地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等	ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大					
標準化基準における共通事項の策定等	標準化システムへの移行 (※) (地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準化システムを利用)					
制度所管府省庁による標準化基準の策定	※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。					
統一・標準化を進めるための支援	<p>法案提出</p> <p>仕様策定・仕様の調整 (データ要件・連携要件等、20業務の機能要件)</p>	<p>標準化システム開発 (ガバメントクラウド上でのサービス提供前提)</p>				

デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和3年12月24日閣議決定) をもとに作成

審査請求・再審査請求の根拠規定について

○保護の決定及び実施に関する事務並びに就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務に関する処分の場合 → 生活保護法第64条、第66条、地方自治法第255条の2の適用あり

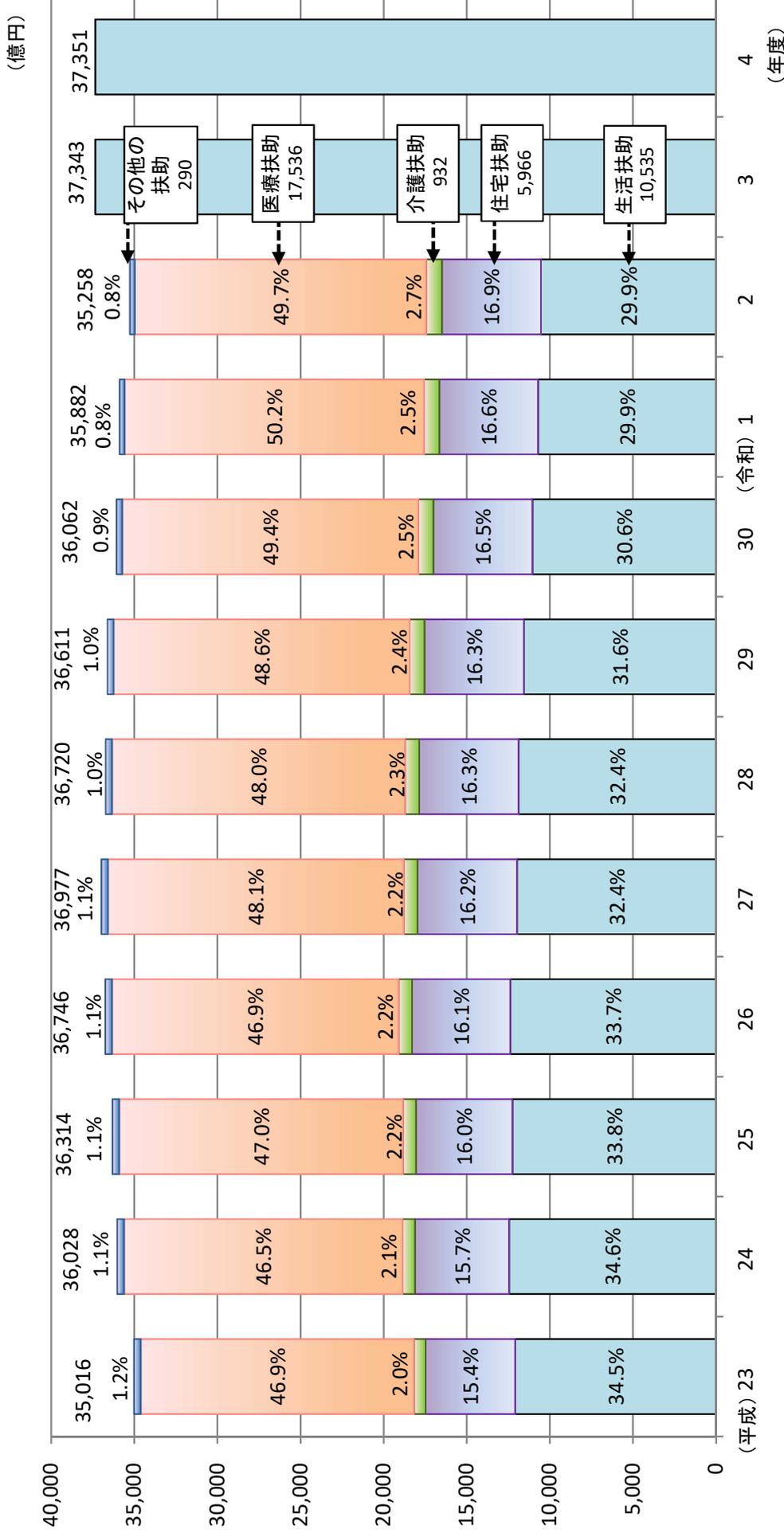
処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第1号	なし
都道府県設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第1号 及び同条第2項
市町村長 (町村長は、福祉事 務所設置町村長に限 る。)	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第2号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・生活保護法第66条第1項
市町村設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・生活保護法第64条	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・生活保護法第66条第1項

○法定受託事務であって、上記事務に関する処分を除く処分の場合（78条処分など）
→ 地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第1号	なし
都道府県設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第1号 及び同条第2項
市町村長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第2号	なし
市町村設置 福祉事務所長	市町村長 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	都道府県知事 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第2号 及び同条第2項

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和4年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 令和2年度までは実績額、令和3年度は補正後予算、令和4年度は当初予算(案)
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4